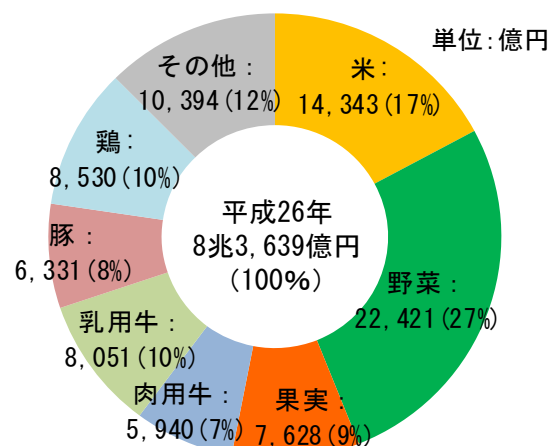


収入保険制度のメリットについて

- 収入保険制度の趣旨は、農業の成長産業化に向けて、農業者が、自由な経営判断に基づいて経営を発展できるようにするため、収入の予期せぬ減少が生じた場合に、品目の枠にとらわれずに収入全体を見て総合的に対応し得るセーフティネットを整備する点にある。
- 事業化調査の経営体をモデルとして単純に試算すると、一般的には、これまで農業共済の対象外であるなど、十分なセーフティネットが措置されていなかった野菜などの生産・販売や、複合経営に取り組む場合にメリットが大きい。
- また、これまでの品目別対策は地域データを活用していたので、地域全体で被害等が発生しなければ補填が受けられなかったが、収入保険制度は個人の収入に着目するので、個々の事情に対応したセーフティネットとして機能するというメリットがある。

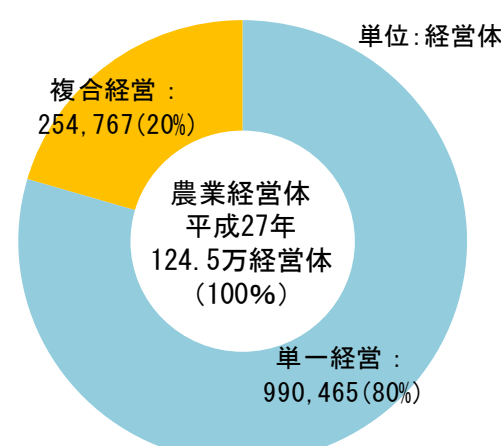
【参考】

<品目別の農業総産出額>

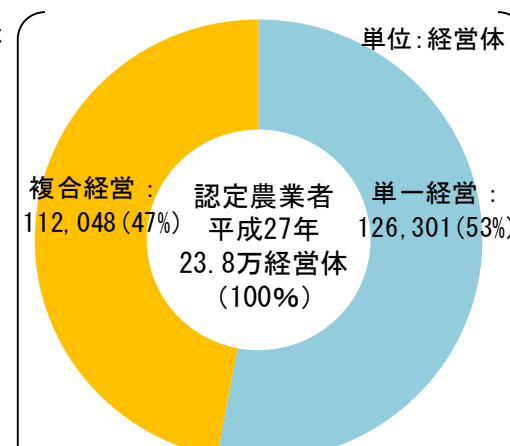


資料：平成26年生産農業所得統計

<単一経営、複合経営の割合>



資料：2015農林業センサス



資料：経営局経営政策課調べ

(注)単一経営とは、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。

事業化調査の事例からみた作物類型別の試算 (事業化調査の経営体のデータを用いて試算)

(1) 野菜経営

<経営作物>

白菜 2ha、スイカ 1ha、ショウガ 9a、ばれいしょ 1ha、ごぼう 40a、水稻 20a

※全ての作物で、「①収量が2割減少し、収入が2割減少した場合」、「②販売価格が2割低下し、収入が2割減少した場合」、「③収量はあるが出荷量が2割減少し、収入が2割減少した場合」について試算

収入保険制度

基準収入 2,032万円

当年収入 1,626万円 (2割減少)

補填金 183万円

(注) 補償限度9割、支払率9割の場合

※①、②、③のいずれの収入減少の場合でも補填される。

現行制度

①収量が2割減少の場合

②価格が2割低下の場合

③収量はあるが出荷量が2割減少の場合

【農業共済】

白菜	－円	－円	－円	※農業共済の対象外
スイカ	－円	－円	－円	※農業共済の対象外
ショウガ	－円	－円	－円	※農業共済の対象外
ばれいしょ	－円	－円	－円	※当該都道府県では不実施
ごぼう	－円	－円	－円	※農業共済の対象外
水稻	0万円	－円	－円	※補償限度7割
計	0万円	－円	－円	

(注) 引受方式は、当該都道府県で最も多い方式を採用

【ナラシ】

水稻	2万円	4万円	－円
	※共済金相当額(全相殺最高補償割合)を控除		

【野菜価格安定制度】

スイカ	－円	0万円	－円
		※足切り(2割)で補填なし	

(注) 当該地域で制度の対象となっている野菜のみ記載

合計 2万円 4万円 ー円

※ナラシ、野菜価格安定制度、マルキンについては、地域データを活用しているので、個人で収入が減少しても、補填が受けられないケースがある。以下同じ。

(2) 果樹経営

<経営作物>

いよかん 1 ha、中晩柑 1 ha、レモン 8 a、うんしゅうみかん 2 a

※全ての作物で、「①収量が2割減少し、収入が2割減少した場合」、「②販売価格が2割低下し、収入が2割減少した場合」、「③収量はあるが出荷量が2割減少し、収入が2割減少した場合」について試算

収入保険制度

基準収入 702万円

当年収入 561万円（2割減少）

補填金 63万円

（注）補償限度9割、支払率9割の場合

※①、②、③のいずれの収入減少の場合でも補填される。

現行制度

	①収量が2割減少の場合	②価格が2割低下の場合	③収量はあるが出荷量が2割減少の場合	
【農業共済】				
いよかん	0万円	－円	－円	※補償限度8割
中晩柑	0万円	－円	－円	※補償限度8割
レモン	－万円	－円	－円	※当該都道府県では不実施
うんしゅうみかん	0万円	－円	－円	※補償限度8割
計	0万円	－円	－円	

（注）引受方式は、当該都道府県で最も多い方式を採用

(3) 米複合経営

<経営作物>

水稲9ha、白菜1.5ha、キャベツ1.5ha、人参1ha、ブロッコリー60a、大豆3ha、小麦3ha、ねぎ50a

※全ての作物で、「①収量が2割減少し、収入が2割減少した場合」、「②販売価格が2割低下し、収入が2割減少した場合」、「③収量はあるが出荷量が2割減少し、収入が2割減少した場合」について試算

収入保険制度

基準収入 2,163万円

当年収入 1,730万円（2割減少）

補填金 195万円

（注）補償限度9割、支払率9割の場合

※①、②、③のいずれの収入減少の場合でも補填される。

現行制度

	①収量が2割減少の場合	②価格が2割低下の場合	③収量はあるが出荷量が2割減少の場合	
【農業共済】				
水稲	0万円	－円	－円	※補償限度7割
白菜	－円	－円	－円	※農業共済の対象外
キャベツ	－円	－円	－円	※農業共済の対象外
人参	－円	－円	－円	※農業共済の対象外
ブロッコリー	－円	－円	－円	※農業共済の対象外
大豆	0万円	－円	－円	※補償限度7割
小麦	10万円	－円	－円	※補償限度9割
ねぎ	－円	－円	－円	※農業共済の対象外
計	10万円	－円	－円	

（注）引受方式は、当該都道府県で最も多い方式を採用

【ナラシ】

水稲・大豆・小麦 109万円 205万円 ー円

※共済金相当額（全相殺最高補償割合）を控除

合計

119万円

205万円

ー円

(4) 畑作経営

<経営作物>

小麦36ha、てん菜14ha、人参2ha、スイートコーン22ha、大豆8ha、小豆6ha、
いんげん4ha、ばれいしょ2ha

※全ての作物で、「①収量が2割減少し、収入が2割減少した場合」、「②販売価格が2割低下し、収入が2割減少した場合」、「③収量はあるが出荷量が2割減少し、収入が2割減少した場合」について試算

収入保険制度

基準収入 7,703万円

当年収入 6,162万円（2割減少）

補填金 **693万円**

（注）補償限度9割、支払率9割の場合

※①、②、③のいずれの収入減少の場合でも補填される。

現行制度

	〔①収量が2割減少の場合〕	〔②価格が2割低下の場合〕	〔③収量はあるが出荷量が2割減少の場合〕	
【農業共済】				
小麦	220万円	－円	－円	※補償限度9割
てん菜	150万円	－円	－円	※補償限度9割
人参	－円	－円	－円	※農業共済の対象外
スイートコーン	0万円	－円	－円	※補償限度8割
大豆	61万円	－円	－円	※補償限度9割
小豆	0万円	－円	－円	※補償限度7割
いんげん	0万円	－円	－円	※補償限度7割
ばれいしょ	20万円	－円	－円	※補償限度9割
計	450万円	－円	－円	
(注)引受方式は、当該都道府県で最も多い方式を採用				
【ナラシ】				
小麦・てん菜・大豆・ばれいしょ	218万円	391万円	－円	
※共済金相当額(全相殺最高補償割合)を控除				
【野菜価格安定制度】				
人参	－円	57万円	－円	(注)当該地域で制度の対象となっている野菜のみ記載
合計	668万円	448万円	－円	

（注）引受方式は、当該都道府県で最も多い方式を採用

(5)肥育牛経営

<経営作物>
肥育牛30頭

※「①2割死亡し、収入が2割減少した場合」、「②販売価格が2割低下し、収入が2割減少した場合」、
「③販売価格が2割低下し、更に生産コストが2割増加した場合」について試算

収入保険制度

基準収入 2,700万円

当年収入 2,160万円（2割減少）

補填金 **243万円**

（注）補償限度9割、支払率9割の場合

※①、②、③のいずれの収入減少の場合でも補填される。

現行制度

	①2割死亡の場合	②価格が2割低下の場合	③価格が2割低下し、更にコストが2割増加の場合	
【農業共済】 肥育牛	446万円	—円	—円	※補償限度8割
【マルキン】 肥育牛	—円	228万円	702万円	※コストと価格の差額の8割を補填
合計	446万円	228万円	702万円	

(6) 米単作経営

<経営作物>

水稻 30ha（主食用 22ha、輸出用・備蓄用 8ha）

※「①収量が2割減少し、収入が2割減少した場合」、「②販売価格が2割低下し、収入が2割減少した場合」、
「③収量はあるが出荷量が2割減少し、収入が2割減少した場合」、「④収量が4割減少し、収入が4割減少した場合」、
「⑤販売価格が4割低下し、収入が4割減少した場合」について試算

収入保険制度

①収量が2割減少の場合
②価格が2割低下の場合
③収量はあるが出荷量が2割減少の場合

④収量が4割減少の場合
⑤価格が4割低下の場合

基準収入 3,654万円 3,654万円

当年収入 2,923万円 2,192万円

補填金 329万円 987万円

（注）補償限度9割、支払率9割の場合

※①、②、③、④、⑤のいずれの収入減少の場合でも補填される。

現行制度

①収量が2割減少の場合

②価格が2割低下の場合

③収量はあるが出荷量が2割減少の場合

④収量が4割減少の場合

⑤価格が4割低下の場合

【農業共済】

水稻 0万円 1円 1円 545万円 1円

※補償限度8割

（注）引受方式は、当該都道府県で最も多い方式を採用

【ナラシ】

水稻（主食用） 255万円 487万円 1円 0円 487万円

※共済金相当額
（全相殺最高補償割合）を控除

※共済金相当額 ※2割の収入
（全相殺最高補償割合）を控除 減少まで補填

合計 255万円 487万円 1円 545万円 487万円